

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分制度は、一定の事由（心身の故障のためなど）によって職員がその職責を十分に果たすことができない場合、職員の意に反し、公務能率の維持を目的として、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任、免職、休職、降給があります。

懲戒処分制度は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の道義的責任を追及して科す処分です。戒告、減給、停職、免職があります。

##### (1) 分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
人数			23	

※更新にあっても1人として計上

##### (2) 懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
人数	2	3	2	